

# 第3回岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会議事要旨

岩手労働局

令和5年10月19日 午前8時55分～午後1時48分

○ 主な審議事項〈公開・ <b>非公開</b> 〉 1 金額審議 2 その他	出席状況	公益	3/3
		労側	3/3
		使側	3/3
○ 審議要旨 1 金額審議 【審議経過】 前回の審議の中で、使用者代表委員から労働者代表委員に対し、労働協約による事業場内最低賃金の確認依頼があったことから、事務局より、特定（産業別）最低賃金額の上限は労働協約で定められた事業場内最低賃金がある場合は、その最低額となることなどの説明があった。 労働者代表委員から、確認の結果、事業場内最低賃金を労働協約で定めている事業場は無かったとの回答がなされた。 労働者代表委員から、人材確保のためにも特定（産業別）最低賃金の優位性を担保できる金額にしたいなどの主張がなされた。 使用者代表委員から、半導体で価格転嫁や取引の適正化が進んでも全部ではないこと、中小企業の経営状況は厳しいことなどの主張がなされた。 労使の主張に対する審議が進められ、金額の歩み寄りがみられたが、合意には至らなかった。 労使双方から公益委員案による採決が求められたことから、次の採決案が提示された。 【公益委員案】 案1「現行の岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金時間額877円を40円引き上げ917円（引上げ率4.56%）とする。」 案2「発効日は法定発効とする。」 【結審】 採決の結果、案1は賛成5人、反対3人により公益委員案が議決された。 案2は賛成5人、反対3人により公益委員案が議決された。			
2 その他 特になし。			